

MHM Asian Legal Insights

第 63 号 (2016 年 10 月号外)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 武川 文士、弁護士 小松 岳志)

本号外のトピック

1. ミャンマー投資法がついに成立
2. 米国のミャンマーに対する経済制裁の全面解除

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、ミャンマーにおいて大きな動きがあったことから、ニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 63 号 (2016 年 10 月号外)** を作成いたしました。今後の皆様のミャンマーにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. ミャンマー投資法がついに成立

長く成立が待たれていた「ミャンマー投資法」(「新投資法」)が国会の両院を通過し、10月7日、大統領府に送付されました。新投資法は、大統領が署名を行った日又は大統領府に送付された後14日の経過をもって(すなわち、10月21日に)法律として成立します。新投資法は法律の成立後、即日施行されますが、新たな規則が交付されるまでは従来の外国投資法に基づく規則が暫定的に適用されることとなります。新投資法についてはこれまでも本ニュースレターで取り上げてきましたが、連邦議会での審議はスムーズで、法案から修正がありましたが無制限的なものでした。ここでは新投資法のポイントを簡単に説明します。

(1) ミャンマー投資法の基本的な構造

最大のポイントは、新投資法は従来の外国投資法と適用範囲が大きく異なるということです。新投資法は、従来の外国投資法と内国民投資法という2本の法律を統合・改正するものであり、外国投資・ミャンマー人による投資を問わず適用されます。また、旧外国投資法はミャンマー投資委員会(MIC)の許可を得る場合のみに適用される法律でしたが、新投資法は MIC の許可を得ない場合も含めたすべての投資に適用されます。このように新投資法は投資に関する統ルールを規定するものです。

(2) 外資規制の概要

新投資法の下では、MIC 許可が必要な事業は一部の重要な事業に限定されます。そ

MHM Asian Legal Insights

の中でも特に重要な事業については連邦議会からの確認（事実上の承認）が必要です。以上の手続は内資・外資問わず要求されます。一方で、外資規制については外資が禁止される業種、内資と外資の合併が強制される業種があるほか、監督官庁の承認が必要な業種があります。監督官庁の承認を得るために外資比率などの条件が定められる業種があるものと思われます。

MIC 許可が必要な業種	国家にとって戦略的に重要、資本集約的、環境・社会への影響が深刻な業種など⇒一部の重要分野に限定
投資制限業種	政府のみが可能な業種、外資禁止の業種、内外資合併のみ許可の業種、監督官庁の承認が必要な業種
連邦議会への報告・確認が必要な業種	特に重要な一部事業については、連邦議会への報告・確認が必要⇒事実上議会の承認が必要

これらの具体的な業種や条件は新投資法では規定されておらず、今後 MIC の Notification で規定されます。前述のとおり新投資法はすべての分野に適用される法律となったことにより、包括的な外資規制リスト（ネガティブリスト）を作る素地が整いました。監督官庁との調整は容易ではないことから完全なネガティブリストを作ることは容易ではないと思われませんが、どこまで近づけられるかが注目されます。

新会社法と外資規制の関係

外資規制について特に注目されるのは間もなく改正が予定されている会社法との関係です。新投資法における「外資」「内資」の定義は基本的に会社法（会社法が改正された場合には新会社法）の定義によるものとされています。そして、新会社法では外資の出資が一定割合（現状では 35%が有力とされています。）以下の場合には内資扱いになります。このため、新会社法が施行された後には、外資の割合が 35%以下であれば原則的には何らの外資規制も適用されないことになりそうです（DICA によれば輸出入の制限も含めて適用されないとのことです。）。この点については今後更に検討・確認する必要がありますが、非常に大きな外国投資政策の変更が行われることを意味し、今後会社法の改正動向にも注目する必要があります。

(3) 不動産長期リース

外資会社による不動産の長期賃借が原則的に禁止されていますが、新投資法の下で新たに作られた「Endorsement」という申請を行うことにより認められます。MIC 許可を有していない会社（DICA 会社）であっても申請をすることができ、一定の形式的要件を満たせば許可が下されることが想定されています。このように、新投資法の下では、不動産を長期利用するために MIC 許可を取得する必要はなくなりました。

MHM Asian Legal Insights

Endorsement は投資金額により MIC または地方政府が行うことが予定されているようです。

(4) 税制上の優遇措置

税制上の優遇措置については、従来は MIC 許可を取得した会社には自動的に認められてきましたが、今後は優遇措置についての Endorsement を申請して許可を受けた会社のみ認められます。優遇措置が与えられる業種は別途連邦議会の承認を得て MIC が指定する業種に限定されます。また、その場合に与えられる法人所得税の免税期間は投資を行う地域の開発度合により、3年・5年・7年のいずれかになります（従来は地域にかかわらず一律5年でした。）。

(5) その他の変更点

その他の変更点としては、旧外国投資法で規定されていた熟練労働者についてのミャンマー人雇用義務が削除されました。また、環境影響評価のプロセスが変わったこと、不動産の長期リースについては土地のみならず建物についても Endorsement を受けることにより長期間賃借をすることが認められるようになりました。

(6) 今後の注目点

以上のように新投資法は投資に対する統一的な規制の枠組みを定めるものであり、これまで非常に複雑かつ理解が困難であったミャンマーの投資規制の枠組みを大幅に合理化・透明化するものです。また、土地長期リースに見られるように多くの規制緩和を含んでおり、今後のミャンマー投資に対して大きなインパクトを与えるものと思われます。今後の注目点としては、外資規制の詳細を決める Notification の内容や新たに導入された Endorsement 手続の円滑な運営ができるのか、新会社法の制定時期（上記のとおり新会社法により外資規制が影響を受けます。）などが挙げられます。こうした点については本ニュースレターやセミナーで随時フォローアップをしていきます。

2. 米国のミャンマーに対する経済制裁の全面解除

米国政府は10月7日、ミャンマーに対する経済制裁を全面的に解除しました。

これまで米国は、様々な法律や米国財務省外国資産管理局（U.S. Office of Foreign Assets Control of the U.S. Treasury Department、「OFAC」）の制定する規則などによりミャンマーに経済制裁を課してきました。その主たるものとして、「US Person」のミャンマーに対する新規投資の禁止や、OFAC が指定する者（Specially Designated Nationals and Blocked Persons、「SDN」）との取引禁止がありました。

MHM Asian Legal Insights

オバマ大統領は、9月のアウンサンスーチー氏との面談の際、ミャンマーに対する経済制裁を終了させる意向をアナウンスしていましたが、10月7日、ミャンマーに対する制裁を解除する大統領令に署名し、これを実施したものです（大統領令は10月7日米国東部時間午後1時に効力発効）。大統領令では、2015年11月の国勢選挙により、NLDが勝利し、民主的に選ばれ統制された政府が成立したこと、政治犯の解放、表現の自由、結社の自由を含む基本的人権の尊重の拡大を含む民主主義の大幅な前進により、経済制裁を発動する原因となった状況が大きく変化したことを、経済制裁解除の理由としています。

経済制裁の全面解除による影響は概要、以下のとおりとなります。

- 制裁により指定されていたすべての個人及び団体をSDNリストから削除
- 制裁により凍結されていたすべての財産及び権益の解放
- ミャンマー産の翡翠、ルビーなどの宝石の米国向禁輸の解除
- 制裁に基づくOFACによるすべての銀行及び金融分野に対するミャンマー取引制限の解除
- 米国政府の規制から、OFACはミャンマー制裁を削除
- 米国国務省によるミャンマー向投資報告要請の廃止、自主報告制に変更

このようにミャンマーに対する経済制裁は全面的に解除されましたが、その他の一般的な麻薬取引などに関連する制裁措置は残ることになります。

これまでも、一般的に日本企業が行う典型的な取引が米国による経済制裁によって禁止される可能性は高いものではありませんでした。しかし、米国制裁の対象となっているSDNや軍が関与する取引を行う場合には、レピュテーションリスクや、米ドル送金に伴うリスクなどを考慮し、慎重な対応が取られてきたことも事実です。

今回の米国によるミャンマーに対する経済制裁の全面的解除により、米国企業も含め、より一層ミャンマーに対する投資に弾みがつくことが予想されます。

弁護士 武川 丈士

☎ +65-6593-9752 (シンガポール)

☎ +95-1-255135 (ヤンゴン)

✉ takeshi.mukawa@mhmjapan.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +65-6593-9762 (シンガポール)

☎ +95-1-255137 (ヤンゴン)

✉ kana.manabe@mhmjapan.com

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhmjapan.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com